

令和8年度 第1回佐久市自殺対策連絡協議会報告書

日 時	令和8年7月29日(水)13:30～15:00	場 所	佐久市役所 南棟3階会議室
出 席 者	委員等 16 名 ・ 事務局 9 名 計 25 名		
会議内容			
1 開会			
2 あいさつ			
3 会議事項			
(1)地域における自殺の基礎資料について【資料1】(事務局)			
<質疑応答>			
・特になし			
(2)第二次佐久市自殺対策総合計画について(事務局)			
ア 健康づくり推進課における令和7年度事業報告及び令和8年度事業計画について【資料2】【参考資料】			
イ 佐久市及び自殺対策連絡協議会における令和7年度事業報告及び令和8年度事業計画について【資料3】			
<質疑応答>			
・佐久市の自殺の状況における年代比較の19歳以下の詳細が分れば教えてほしい。(チャイルドライン小林委員)			
→男性2名という統計データとなっている。			
・「ほっとライン」の相談状況で男女別の状況を教えてほしい。(チャイルドライン小林委員)			
→令和7年度 男性570件、女性1,135件 合計1,705件となっている。			
(3)情報交換			
○NPO法人チャイルドライン佐久 小林委員			
・2025年小中高の自殺者数が538人で、全国で18歳以下の子が毎週10人ずつ亡くなっているという数になる。			
子どもの自殺が増えている現状で、チャイルドラインの対応をしている時も、「死にたい」という電話が必ずかかってくる。チャイルドラインは相談の電話で答えがほしいということよりも、一緒に話をする中で、子ども自身が自分の思いに気づくことをサポートする「傾聴」を重視している。			
・電話をかけてくる子どもたちは、他でSOSを出せず、親との関係がうまくいっていないケースが多い印象。			
自殺対策を考える上で、対象の中に「子どもたち」がいること、そして背後で「悩んでいる親御さん」がいること親自身が深く悩み、どうしていいか分からなくなっていることも踏まえ支援を考えてほしい。			
・SOSの出し方教育として、佐久市では中学生向けに実施されているが、小学生からも「いじめ」や「生きていたくない」という相談があるため、早期(小学校)からの啓発も必要と感じる。			
・中学校で実施されている「SOSの出し方教育」の実施しているところを実際に見たい。			
→実施が学校授業の一環になるため、見学が可能か確認をおこない改めて連絡する。(事務局)			
・チャイルドライン佐久 電話の受け手・ボランティア募集について、別紙資料にて説明。専門家による基礎講座を受講後、実際の電話対応への同席、先輩ボランティアのサポート下での実践を経て独り立ちする、丁寧な育成体制をとっている。チャイルドラインの活動や受け手ボランティアへの理解と参加をお願いしたい。			
○佐久市教育委員会 小林委員			
・「教育機会確保法」の施行に伴い、学校への「登校」を最終目的とするのではなく、子どもたちの「居場所をつくる」ことが明確に示されこの方針に基づき、今年度は大きく2つの取り組み(校内・校外の居場所づくり)を推進している。			
・中学校には、県から相談員が1名派遣される形で校内「中間教室(相談塾)」が設置されている。これを小学校にも広げる取り組みを進めている。学校には来られるが教室には入れない子どもたちの受け皿とする目的。			

- 課題として小学校には専任の加配教員がいないため、学校内の教員で工夫してやり繰りしている状態。
- また、小規模校では教員不足により対応が難しいことや、空き教室の有無などが大きな課題となっている。
- ・校外に中込チャレンジ教室、浅科チャレンジ教室を開設。将来的には各中学校区に一つずつ設置したい。
 - ・各教室に独自の特色を持たせ、不登校の子どもたちが「自分の行きたいところを選べる」環境を整えていく。

○佐久地区保護司会 市川委員

- ・大学生向けに保護司について説明した際、保護司が無給のボランティアであることに驚く学生が多かった。保護司の面接は「あしなさい、こうしなさい」と指示するのではなく「聞くことに徹する」ものである。
- ・この協議会に参加することで、多様な繋がりが生まれている。保護司の組織内でも「ゲートキーパー（悩んでいる人に気づき、声をかけ、支援につなぐ人）」の研修（講習）を実施する話題が出るなど、非常にありがたい波及効果を生んでいる。

○東信労政事務所 長越委員

- ・一般的な労働相談として労働条件や時間外労働に関する相談が主である。
- ・特別労働相談として勤労者こころの相談室「陽だまりプレイス」を実施。有資格の外部「産業カウンセラー」を委嘱し、予約制で職場の人間関係などの悩み相談に対応している。昨今、ハラスメント（特に上司からのパワハラ）や職場の人間関係に関する相談が多い。カスタマーハラスメント（顧客からの不当要求）の相談も一部ある。
- ・ここ1年ほどは、「死んでしまいたい」といった直接的に自殺へ繋がる恐れのある相談は寄せられていない。
- ・まずは相談者の話を十分に、かつ否定せずに傾聴する。対話を通じて、本人が「何に不安や不満があるのか（悩みの根本原因）」に気づけるようサポートする。一緒に解決法を探り、本人が納得・受け入れ可能な「合理的な考え方」へと転換していく。

○佐久地区労働者福祉協議会 宮澤委員

- ・「くらしなんでも相談」の現状として相談件数は減少傾向。令和7年度は年間13件。今年度は4月以降、現状で1件にとどまっている。相談内容は就労、多重債務、離婚に関する相談等。
- ・「ほっとダイヤル」電話による無料相談も実施。相談窓口として、構成労働団体の方々に周知啓発をしている。

○佐久薬剤師会 榎本会長

- ・薬機法の改正について今年の5月より、濫用の恐れがある医薬品（指定第2類など）の販売方法が厳格化された。規制内容として、オーバードーズ予防を目的に、原則「1人1箱」の販売とし、20歳未満への販売時は氏名・年齢の確認が必須となった。現状の課題として、ドラッグストアの店舗数が増加しているため、複数の店舗を「はしご」されてしまうと、現在の仕組みでは購入を完全に防ぐことが難しい。
- ・処方薬（向精神薬など）の適正な管理のためには、本人の意思による拒否をなくし、必ずマイナンバーシステムを通して服薬履歴等を確認できる仕組みづくりが不可欠であると考える。市販薬の購入履歴管理も含め、マイナンバーを効果的に活用しなければ、オーバードーズ対策にはならない。関係各位におかれても、機会があればぜひ「マイナンバーを活用した服薬管理の重要性」について発信していただきたい。

(3) その他

○事務局より

- ・ゲートキーパー養成研修会のお知らせ
- ・第三次佐久市自殺対策総合計画について令和9年度策定となる

《事務連絡》

- ・次回協議会は令和9年2月9日(月)佐久市役所南棟3階会議室にて開催予定。